

要旨

《難波》の間狂言 — 「副言巻」の特異性—

飯塚 恵理人

本研究では観世元章とその周辺である元章グループが制作した間狂言本「副言巻」の特異性を他の間狂言本や「古今和歌集」古注釈本等との詞章比較により確認し、元章グループの間狂言作成法について検討した。

「副言巻」には「難波」と「難波之間語」の二種の《難波》間狂言詞章がある。二つを組み合わせれば完成された一つの間狂言になるが、家伝来の《難波》の「語り」を組み込むことも、狂言方の裁量次第でできる構成となっている。詞章は「『難波津』の和歌は仁徳天皇の即位に関係した和歌である」という解釈に基づく要素を基本とし、「難波之間語」では此花咲や姫についての要素をさまざまな素材から独自に抽出・盛り込み、整合性を持たせたものとなっている。元章グループは強いこだわりを持って《難波》の間狂言を作成したと言えよう。「副言巻」の《難波》間狂言詞章には、天孫降臨神話などの国学趣味が随所に表れているだけでなく、シテ方の曲への考え方が顕著に表された間狂言となっている。

Abstract

Ai-kyogen (Interlude) of the Noh Play “Naniwa” : Specificity of “Fukugenkan”

Erito IIZUKA

In this study, the specificity of the ai-kyogen book "Fukugenkan" built by "Motoakira group" (Motoakira Kanze (15th head of Kanze school) and his cooperators) was confirmed by comparison of the lyrics with other ai-kyogen books and old "Kokinwakashu" annotation books, etc., and the "Motoakira group" method of making ai-kyogen was confirmed.

"Fukugenkan" has two kinds of "Naniwa" ai-kyogen parts, "Naniwa" and "Naniwa no aigatari". Combining two, it becomes a perfect version of "Naniwa" ai-kyogen. In place of "Naniwa no aigatari" part, kyogen players would use the other books like their family "Naniwa no aigatari" parts.

"Naniwa" and "Naniwa no aigatari" parts are based on the interpretation that the "Naniwazu" poem is related to the throne of Emperor Nintoku. "Motoakira group" added the elements of the Princess Konohanasakuya to "Naniwa no aigatari" part. The elements were independently extracted from the various literature. It can be said that "Motoakira group" created "Naniwa" and "Naniwa no aigatari" parts with a strong commitment. The "Naniwa" and "Naniwa no aigatari" parts of "Fukugenkan" showed not only the knowledge for the study of Japanese classical literatures such as the "Tenson Advent myth", but the idea to the noh plays of Shite-kata (actors of the hero or heroine) remarkably and everywhere.

《難波》の間狂言

—「副言巻」の特異性—

飯塚 恵理人

1. はじめに —「明和改正謡本」と「副言巻」について—

明治五（1872）年、歌舞伎関係者が東京府庁に呼ばれ、上演する歌舞伎は貴人や外国人が見るにふさわしい道徳的な筋書きにすること、作り話（狂言綺語）をやめることなどを申し渡された。いわゆる「演劇改良運動」の発端である。この「作り話をやめる」ようにという命令は、表向きには歴史的裏付けなどの根拠がない話を勝手に創作し広めてはならないということであるが、その裏は権力側から見て不都合なストーリーや設定を持つ話、特に皇室や天皇に関する曲の上演を控えさせ、そうした不都合な部分を改めさせる指導であった。これは能楽についても行われ、各流儀における太平洋戦争中の能《蟬丸》の上演自粛から廃曲扱いなどに至る一つの道筋につながっていく。能は「観阿弥・世阿弥により1400年代に大成された」とよく言われる。そこで1400年代から現在まで能の上演形態は変化していないように思われるが、実際には謡本がほぼ固定化するのには1600年代前半であり、演出などの上演形態は、例えば前述のように時々の事情を踏まえて様々なバリエーションを生み出し、現在も変化を続けている。

ここで、明治維新直後にしてすでに皇室や天皇を芸術の素材として扱う際に美化する動きがあることは、その前段階である幕末期に本居宣長や平田篤胤によって民間へ広められた国学の尊王攘夷・敬神愛国といったイデオロギーによるところが大きいと考えられる。幕府の要職にある人物でも、田安宗武などは賀茂真淵を抱えて国学を学んでいる。尊王・佐幕いずれも国学の影響を受けていた。

観世元章の「明和改正謡本」の作成などもこの国学隆盛の風潮の中で行われた。観世流十五世宗家である元章は国学とそれに基づく考証を好み、加藤枝直等の協力のもと、それまでの謡曲の詞章を大きく改めた「明和改正謡本」を刊行、観世流はこれを用いるようになった。しかし詞章の大改訂はそれを覚えなければならなくなった流儀内や囃子方などには不評で、元章の没後この謡本は廃された。ただ、これ以降演目に加えられた曲や改訂された詞章が一部分残った曲、改訂内容が小書（特

殊演出)として残った曲が現在も少なからずあり、その影響は大きい。この「明和改正謡本」と同じく、元章および彼を取り巻く人々(以下「元章グループ」と呼ぶ)が能楽の間狂言部分を改訂した本が「副言巻」¹である。「副言巻」は、本来シテ方が関わらない間狂言の内容をも管理しようとした試みとして画期的な意味を持つ。

国学では和歌が重要な位置を有している。またもともと謡曲では和歌が素材となっていることが多い。国学者が謡曲の素材となっている和歌をどのように解釈していたかの検討は、この時代の能楽を理解する上で重要だと思われる。本研究では能《難波》の典拠とされている「古今和歌集」仮名序の「難波津」²の和歌について、国学者の解釈と「副言巻」を始めとする《難波》の間狂言詞章を比較・検討し、間狂言を作成した方法について考察したい。

2. 《難波》と「難波津」の和歌

《難波》は、春の夜、難波津の梅の木の下に、木華開耶姫と百済国王仁が化現し難波と仁徳天皇の治世を祝福して舞を舞うという曲である。《難波》本文³から「難波津」の和歌の部分を用いると、「しかれば歌にも難波津に 咲くやこの花冬籠り 今は春べと咲くやこの 花の春冬かけて詠める」である。

この後「それこそ帝をそへ歌の 心詞は現れたれ」という詞章が続く。「そへ歌」という語は、仮名序に「難波津の歌は、帝の御初め也。(中略)そへ歌。大鷦鷯の帝を、そへ奉れる歌」とある。ここでは表面では梅の花のことを述べながら、「難波の御子は皇子ながら いまだ位に即き給はねば 冬咲く梅の花のごとし」と即位前の難波の御子(仁徳天皇)を「冬籠り」に例え、「御即位ありて難波の君の 位にそなはり給ひし時は 今こそ時の花のごとく (中略) 帝を花にそへ歌の」と、仁徳天皇を華やかに咲き出でる花に例えたから「そへ(なぞらえた)歌」なのだとしている。この『難波津』の和歌の『この花』は仁徳天皇を指し、表面的には梅花の盛りをほめているように見せながら実は仁徳天皇の即位を奉祝する歌である」という解釈を、紀貫之もしていたと考えられている。さらにこの理解が、貫之以降の平安時代にさらに広まったことは、この和歌が「和漢朗詠集」巻下 帝王 六六四番⁴として載ることからも知られる。

《難波》においてこの和歌を詠んだのは、「いま一人の老人は 今ぞ現はす難波津に 咲くやこの花と詠じつつ 位をすすめ申せし 百済国の王仁なれや」と名乗る王仁である。この詞章から見ると、王仁はこの和歌を詠んで難波の御子に即位を勧めようとしているように取れる。ただ後述するように、「古今和歌集」古注釈の中には、王仁が難波の御子の即位時にその実否を知るために「難波津に」の歌を奉ったとする

ものもある。

3. 「副言巻」の間狂言の一つ「難波」

間狂言は、能の前場と後場の間に、狂言方がその内容をまとめたり、背景を語るものでワキとの応答を含むことが多い。間狂言の詞章本は狂言方が作成して所持しているものが大半であり、ワキ方も狂言方との間狂言内の応答については「狂言応答」などと称して詞章を所持していることがある。現存の狂言方の間狂言本としては「貞享松井本」⁵や「佐藤友彦師所蔵九冊本間狂言本（以下「九冊本」）」⁶などが古本に属する。

《難波》には世阿弥自筆能本が現存しており、世阿弥の手が加わっていることがほぼ確実である。しかし自筆本では間狂言に相当する部分は「シカシカ」とだけあり、その本文は不明である。「副言巻」巻一には、「難波」および「難波之間語」と題する二種の詞章が挙げられているが、「難波」と題した方には、狂言方が演じるアイがワキに乞われて物語の背景などを一人語りする「語り」の部分がない。語りの前後となるはずの部分を用いる。

是なる梅のいはれ。存に置いてハ語つて申され候へ。俳 是ハ存よらざる御尋にて候。さ様の御事しかとハ存ぜず候へ共。かやうに召出され。ひたすらに存ぜぬと申もおそれなれば。かつハ承りたる通りを申しあげうずるにて候。★
佐 懇にかたられ候物かな。爰にふしぎなる事の候。王仁の神靈かりに花守と現じ。詞をかハし給ひ其後。夜すがら舞樂してなぐさめんとて。すなハち姿を見うしなひて候よ。(★は筆者が挿入した。句読点も一部補っている)

★の所に「語り」が入るはずである。ここに次節の「難波之間語」をはめ込むと一つの完成された間狂言になる。しかし「難波之間語」をはめ込まなくても、この「難波」詞章ならば狂言方は「梅のいはれを語る」という制約を受けるものの、語る内容については自分の裁量に任されることになる。そこで家伝の間狂言本など、すでに覚えている詞章をはめ込み、語る事が可能となる。「副言巻」にはこのように「枠だけをシテ方が与え、語りについては狂言方にゆだねる」形が《鶴》などにも見られる。狂言方にとっては覚え直す時間が省略できてありがたかっただろうと思う。

《難波》の間狂言について伊藤正義氏は、「宝生・金春・喜多では、型どおりの来序中入り・[楽]で、待謡はない」⁷、「金剛流は『遊音抄』（筆者注：天文三（1534）年奥書の下掛り謡本）と同文の待謡を持ちながら、来序で中入り、[楽]を舞うと

いう異格の演じ方となっている⁸と述べる。これに対して、「観世流では明和改正本において自筆本による待謡を復活させ、現行に到ると共に、間狂言も、難波の里人の間語りをもって対応せしめるかたちである。」⁹と述べる。「副言巻」の「難波」にはワキがアイに「当所の人」と呼びかける詞章があるので、アイは所の者であり、これは語りアイであると分かる。なお「永禄・天正頃の内容を反映する『太鼓聞書』（中略）には、（中略）末社アイと同類の形が、アイの舞入りという古態と共に記されていて、舞を伴う末社アイの類型化へ進む様子を窺わせている。」¹⁰とする。「貞享松井本」などの古い間狂言本ではアイは「難波の梅の精」や「末社の神」であり、江戸時代初期にはすでに末社アイが一般的であったことを示す。（後掲の対照表を参照）

もともと末社アイであったものを所の者が語る語りアイへ変更した「副言巻」は、その点で狂言方にセリフや所作の覚え直しを強いることになる。そこで語られる内容が末社アイの場合と比較してどのように変更されたかを次節で検討する。

4. 「難波之間語」の語り部分の特徴

もう一つの「副言巻」における《難波》間狂言である「難波之間語」は語りの部分である。全文を引用すると下記ようになる。

そうじて梅の名所国々にありと八申せど。此難波の梅をことにめで度例に申す子細ハ。むかし応神天皇の皇子。大鷦鷯の皇子宇治の皇子とて御座けるが。御互に帝位を御譲あつて。三年が間御位定らざりしに。宇治の皇子終に神と顕させ給へども。大鷦鷯の皇子しばし御位に即せ給はずして御座しを。百濟よりめされて博士なりつる。王仁といへる者。かくて八あめがした常夜行なんと申ししかバ。大さゞきの皇子げにもとて。廳正月三日に御位に即せ給ふ。其時此梅の咲あひしを卿大夫等の中。此君に寄奉て。難波津に。咲や木花冬ごもり。今ハ春べとさくやこの花と。よミ奉りしより。此梅を天下にめでたき例に申傳へ候。又此梅の盛の間。月の面白き夜ハ。楽の音聞ゆる事の候。此所にてハ木花咲や姫の神遊と申候。さて其子細ハ。瓊々杵尊の後。梅をめでさせ給ふ余。大御名をも此花咲や姫とつかせ給ひ。彦火々出見尊もうまれさせおハしまし。かぎりなく榮させ給ひ候が。神と祝ハれさせ給ても。猶梅をめでさせ給ひ候故。此梅の盛にハ影響あり。当所の神々をめし集て。舞樂をなさしめらるゝと申傳へ候。先我等の存たるハかくのごとくにて御座候。

末尾の「先我等の存たるハかくのごとくにて御座候」の文章から、アイはやはり「所の者」であり、語りアイであると考えてよい。この内容を要約し箇条書きにすると、以下の通りになる。

- ①大鷦鷯の皇子と宇治の皇子が三年間帝位を譲り合った。
- ②宇治の皇子は亡くなった。
- ③宇治の皇子が亡くなくても大鷦鷯の皇子は即位しようとしなかった。
- ④百濟より召された博士の王仁がこのままでは天下が夜になると諫めた。
- ⑤大鷦鷯の皇子が王仁の言葉に納得して正月三日に即位した。
- ⑥その時にこの梅が咲いていた。
- ⑦梅が咲いたことを公卿たちが大鷦鷯の尊の即位にたとえて「難波津に。咲や木花冬ごもり。今ハ春べとさくやこの花」と詠んだ。
- ⑧この和歌によりこの梅はめでたい例とされる。
- ⑨この梅の満開の間、月が美しい夜には音楽が聞こえることがある。
- ⑩これを、この難波では木花咲や姫の神遊と言う。
- ⑪瓊々杵尊の後は梅を愛でられ、ご自分の名も此花咲や姫と付けられ、その子に彦火々出見尊もお生まれになり、限りなくお栄えになった。
- ⑫亡くなって神となられた後もこの梅を愛されているので、満開の時にはこの梅の下に姿を現される。
- ⑬そして難波の神々を呼び集められて舞楽を演奏させられる。

これらを「難波之間語」語りの構成要素と定義し、他の間狂言本の語り部分と比較した。対象は、「副言巻」成立に先行する間狂言本である「貞享松井本（大蔵流）」、「九冊本（和泉流）」、「謡曲集本」¹¹の他、「副言巻」の影響を受けた可能性のある「謡曲大観本（大蔵流。森川杜園旧蔵本）」¹²、「狂言集成本（和泉流三宅派）」¹³も対象とした。また元章グループが参考にした可能性のある「古今和歌集」古注釈¹⁴⁻²²や「和漢朗詠集」古注釈²³のうち管見に入ったものも対象とし、対照表を作成した。これを元にして、元章グループが先行する「難波津」の和歌の解釈から何を選び、何を新たに加えて「副言巻」の間狂言を作ったかを検討した。

まず①から⑧の項目は、仁徳天皇即位と「難波津」の和歌の説話によるものである。①において仁徳天皇の即位前の名前を「難波の皇子（尊・御子）」ではなく「大鷦鷯の皇子」とする点、②と③の要素を有する点、④において王仁は相人（占いをする者）ではなく博士である点で「副言巻」は他の間狂言本と異なった表現を有している。これらは「古今和歌集」古注釈本に書かれている通り「古事記」「日本書紀」

などにある表現である。国学主義である元章グループが「難波之間語」を作成する時、「貞享松井本」などの先行する間狂言本に「古今和歌集」古注釈や古典などを取り入れて書き直したものと思われる。

⑦において、「副言巻」は「難波津」の和歌を即位後に卿大夫達が詠んだものとする。「貞享松井本」と「九冊本」は王仁が詠んだとする。「古今和歌集」古注釈でも「難波津」の和歌の詠み手は王仁が多い。対して「謡曲集本」「狂言集成本」は仁徳天皇が詠んだとする。いずれにしても「難波津」の和歌の詠み手を卿大夫とするのは他に見られない「副言巻」の特徴であり、どの文献を根拠としているのかは現在不明である。

⑨から⑫の項目は「副言巻」以外の諸本には見られないもので、完全に元章グループの創作である可能性がある。後ツレ此花咲や姫の神靈に「瓊々杵尊の後である」「彦火々出見尊の母である」など「古事記」「日本書紀」を原典とする姫についての要素を付け加えるものと考えられる。ただし「古事記」や「日本書紀」における此花咲や姫の名前は「木に咲く花が美しく開く様を表し、「木の花は、桜の花をさすもの」と²⁴一般には考えられている。それを「難波津」の和歌の「咲くやこの花」から「此花咲や」を導き、「難波の梅の花」を桜の花の象徴である此花咲や姫の神靈に取り合わせ、仁徳天皇と「難波津」の和歌の説話と共に主題とした能を創作したのは世阿弥、または世阿弥以前の能作者の手柄であるが、さらに此花咲や姫の要素を増した間狂言を作ったのが「副言巻」の特徴である。国学勃興の時期で元章グループに「古事記」「日本書紀」への関心が高く、仁徳天皇とは直接かわらないものの、所の名物の梅花を天孫降臨神話と結び付けたい意図からここに取り入れたものと考えられる。

⑬もこれから後場で舞を舞うことにつながる項目である。一般的に間狂言、特に末社アイは「謡曲大観本」や「狂言集成本」がそうであるように、最後「当社の神が、客人が遠く（宮中など）から参詣してくださったのを喜んで、退屈しないよう私達におなぐさめするよう言われた。」と述べ、舞樂が始まることを触れて退場する。しかし「難波之間語」は先に述べたように所の者がアイである語りアイだから、語りの後はワキが「実は〇〇の化身が現れて言葉をかわしたが、消えてしまった」と言うのに返答して、「それは〇〇があなたの来訪を悦んだからであろう。今夜はここに止まって重ねて奇特をごらん下さい」と勧めるパターンが多い。これではアイの方から「これから舞樂を奏でる」は言いにくい。それで「此花咲や姫の神靈が難波の神々を集められて舞樂を奏する」という、地元に伝わる言い伝えとして紹介する形にしたのであろう。舞樂の内容は人間である「所の者」の知るところではないから、「王仁が舞樂で太鼓の役を務める」という要素は削除されたと考えられる。

5. まとめ

本研究では観世元章とその周辺である元章グループが制作した間狂言本「副言巻」の特異性を他の間狂言本や「古今和歌集」古注釈本等との詞章比較により確認し、元章グループの間狂言作成法について検討した。

「副言巻」には「難波」と「難波之間語」の二種の《難波》間狂言詞章があつて二つを組み合わせれば完成された一つの間狂言になるが、その家に伝わっている《難波》の「語り」を組み込むことも、狂言方の裁量次第でできる構成となっている。詞章は『『難波津』の和歌は仁徳天皇の即位に関係した和歌である』という解釈に基づく要素を基本とし、「難波之間語」では此花咲や姫についての要素をさまざまな素材から独自に抽出・盛り込み、整合性を持たせたものとなっている。元章グループは強いこだわりを持って《難波》の間狂言を作成したと言えよう。「副言巻」の《難波》間狂言詞章には、天孫降臨神話などの国学趣味が随所に表れているだけでなく、シテ方の曲への考え方が顕著に表された間狂言となっている。

元章グループのこうしたこだわりが「副言巻」全体の傾向なのか、《難波》など特定の曲に限られるのかという問題について、さらにアイの語りを含む曲についての検討を重ねていきたい。

注

- 1 「副言巻」詞章画像は「観世アーカイブ」(<http://gazo.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/kanzegazo/>)による
- 2 「古今和歌集」小島憲之・新井栄蔵校注、新日本古典文学大系 5、岩波書店、平成元年2月発行、6-7頁
- 3 《難波》の本文は「謡曲集 下」伊藤正義校注、新潮日本古典集成、新潮社、平成27年10月発行、15-25頁による
- 4 「和漢朗詠集」大曾根章介・堀内秀晃校注、新潮日本古典集成 61、新潮社、昭和58年9月発行、249-250頁
- 5 「貞享年間大蔵流間狂言本二種」田口和夫校訂、法政大学能楽研究所編、能楽資料集成 15、わんや書店、昭和61年4月発行、182-184頁
- 6 拙稿「佐藤友彦師所蔵 九冊本間狂言『末社 協能 九 下』」『椋山女学園大学研究論集』第44号 人文科学編、椋山女学園大学、平成25年3月発行、73-95頁
- 7 注3 444頁

- 8 同注 7
- 9 同注 7
- 10 同注 7
- 11 注 3 22-23 頁
- 12 「謡曲大観」第 4 卷、佐成謙太郎著、明治書院、昭和 6 年 2 月発行、2335 頁
- 13 「狂言集成」野々村戒三・安藤常次郎著、能楽書林、昭和 49 年 3 月発行、702-703 頁
- 14 『毘沙門堂本』「毘沙門堂本 古今集注」片桐洋一編、八木書店、平成 10 年 10 月発行、12-13 頁
- 15 『古今和歌集序聞書三流抄（三流抄）』「中世古今集注釈書解題（二）」片桐洋一著、赤尾照文堂、昭和 48 年 4 月発行、246-248 頁
- 16 『八雲抄（巻）第一 正義部（八雲御抄）』「日本歌学大系 別巻三」久曾神昇編、風間書房、昭和 45 年 6 月発行、190 頁
- 17 『六卷抄』「中世古今集注釈書解題（三）」片桐洋一著、赤尾照文堂、昭和 56 年 8 月発行、351-353 頁
- 18 『為家古今序抄』「中世古今集注釈書解題（二）」片桐洋一著、赤尾照文堂、昭和 48 年 4 月発行、174-177 頁
- 19 『古今仮名序秘注』（版本）刈谷市中央図書館村上文庫、所蔵番号W一三五―
- 20 『両度聞書』「中世古今集注釈書解題（三）」片桐洋一著、赤尾照文堂、昭和 56 年 8 月発行、816-818 頁
- 21 『古今和歌集頓阿序注』「中世古今集注釈書解題（二）」片桐洋一著、赤尾照文堂、昭和 48 年 4 月発行、311-312 頁
- 22 『古今和歌集打聴』（版本）刈谷市中央図書館村上文庫、所蔵番号W一三四六
- 23 『和漢朗詠集諺解』（版本）刈谷市中央図書館村上文庫、所蔵番号W〇七二七
- 24 「古事記」上、神田秀夫・太田善麿校注、日本古典全書、朝日新聞社、昭和 37 年 5 月発行、275-277 頁 頭注 15

貴重な版本の閲覧・複製を御許可いただきました刈谷市中央図書館に感謝いたします。本稿は平成 31 年度科学研究費助成基盤研究(C)「東海地域近世・近代能楽資料の収集・整理とアーカイブ化」（研究代表者：飯塚恵理人、課題番号：17K02432）による成果の一部となります。

《難波》の語り「難波之間語」と各問狂言本、「古今和歌集」古注釈との構成要素対照表

「副言巻」の要素	問狂言本					「古今和歌集」古注釈本								「和漢朗詠集」古注釈本	
	貞享松井本	九冊本	謡曲集本	謡曲大観本	狂言集成本	毘沙門堂本	三流抄	八雲御抄	六巻抄	為家古今序抄	古今仮名序秘注	両度開書	古今和歌集頓阿序注	古今和歌集打聴	和漢朗詠集諺解
①大鷦鷯の皇子と宇治の皇子が三年間帝位を譲り合った	△「難波のわうじ」「宇治の御(尊)」、三年間の記述なし	△「難波のわうじ」「うちのみこと」	△「難波の王子」「宇治の尊」	△「難波の御子」「宇治の御子」	△「難波の尊」「宇治の尊」	△「四難波津宮」「五宮宇治稚人君宮」	△「難波津王」「嫡子二流ノ王、熊柴王トモ云」	△「仁徳天皇の位をゆづりえずして」のみ	△「大鷦鷯尊」「太子菟道稚郎子」	△「大鷦鷯尊」「太子菟道稚郎子」	△「おほさゝきの御門」「春宮」	○	△「難波のみこ」「宇治の宮」	△「難波の皇子」「宇治の皇太子」	△「第四ノ皇子仁徳」「苑道稚郎子ト号ス宇治ノ宮ト申ス」
②宇治の皇子は亡くなった	×	×	×	×	×	○	× ×本文にはない。「清輔記二云」として「弟ノ御子命ヲ捨」とする。「古今ノ注」として「二流ノ王子吉野川ニテ死」とする	×	○	○	○	○	○	○	○
③それでも大鷦鷯の皇子は即位しようとしなかった	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
④百濟より召された博士の王仁がこのままでは天下が常夜になると諫めた	△おう人というそうにんが難波の王子が御位に付くならば天下納まりめでたくなると占った	△わうにんというそうにんが難波のわうじが御位についたならめでたいと占った	△王仁という相人が占って王に「難波の王子に位を譲れば天下泰平に保たれる」と申し上げた	△王仁は相人で難波の御子が位につくならめでたいだろうと言った	△王仁という相人がねんごろに勘え言うには難波の王子が御位を保つと天下安全になる	△王仁が「イフカリ」思った	△王仁がいぶかり(不審に)思って	△王仁の「早可有銭祚」という心	△オボツカナキナド云う	×	△王仁といえる人いぶかり思ひて	△はや位につき給へといさめたる心	△王仁がいぶかり思つて詠んだ	△王仁がイフカリ思ヒテ歌で即位をすすめた	
⑤大鷦鷯の皇子が王仁の言葉に納得して正月三日に即位した	△占いの結果を踏まえて「さあらば難波のわうじ御代を御次あれとて」即位した。正月三日の記述なし	△「さあらばと有りて」即位する。正月三日の記述なし	△「力及ばず」即位した。正月三日の記述なし	△即位のこののみ。正月三日の記述なし	△「是非に及ばず」即位する	△「カオヨバズ」即位した。正月三日の記述なし	△「論シ負テ」即位した	×	△元年春正月丁丑朔己卯に即位	△元年春三(正)月丁丑朔己卯に即位	△正月三日の記述なし	×	△「此歌の理にめでて」即位した。正月三日の記述なし	△やんごとなくて即位した。正月三日の記述なし	△歌により即位した
⑥その時にこの梅が咲いた	×	×	×	×	○三年間は咲かなかった梅の花が一夜のうちに咲いた	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑦梅が咲いたことを御大夫が大鷦鷯の尊の即位にたとえて「難波津」の和歌を詠んだ	△即位の時にわう人がこの和歌を詠んだ	△即位の時わうにんが詠んだ	△仁徳天皇がこの和歌を詠んだ	△王仁が詠んだ	△仁徳天皇がこの和歌を詠んだ	△王仁の大臣が即位の真否を知らむために歌を詠んだ	△王仁という大臣がまことに即位されるが知らんためにこの和歌を詠んだ	△王仁が「そへよめる」	△即位の時王仁が詠んで奉った	×	×	△世のまつりごとが絶え天の下が敷いているので王仁が詠んだ	△王仁が詠んだ	△すでに位についてから祝つて詠んだ歌である	△王仁が「御位につき給え」と三十一字の歌を奉った
⑧この和歌によりこの梅はめでたい例とされた	×	△詠まれたのでこの難波の梅はかくれもない名木である	△難波津の歌と浅香山の言の葉は歌の父母	△詠んだのでこの梅は名木である	△和歌を詠んでからこの梅を御神木とした	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑨この梅の満開の間、月が美しい夜には音楽が聞こえることがある	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑩これをこの難波では木花咲や姫の神遊と言う	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑪瓊々杵尊の後は梅を愛するあまりに、ご自分の名も「此花咲や姫」と付けられ、彦火々出見尊もお生みになり、限りなくお榮えになった	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑫亡くなって神となられた後もこの梅を愛されているので、満開の時にはこの梅の下に姿を現される	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑬そして当所(難波)の神々を呼び集められて舞楽を演奏させられる	△臣下が参詣されたので王仁が喜び舞楽を奏する。王仁は太鼓の役	△わうにんがよるこび今夜舞楽を奏してまれ人をなぐさめる。わうにんは太鼓の役	△王仁の名を挙げず「慰め申せ」「音楽を奏し申せ」としてまづ太鼓を搦える	△王仁が臣下の参詣を悦び舞楽を奏してなぐさめようと言う。王仁は太鼓の役	△稀人をなぐさめるため舞楽を奏する。王仁は太鼓の役	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
アイ(副言巻)では「所の者」と考えられる	難波の梅の精	難波の梅のさねのせい	当社の末社の神	難波の梅の精	平野明神に仕える末社・当社明神に仕える末社										

○：同内容の要素がある △：一部内容が異なる ×：この内容に相当する要素がない